

公園、広場、川その他これらに類するもの

建築物の敷地が「・・・公園、広場、その他これらに類するもの」に接する場合の形態制限等の緩和については下記のとおりとする。

	通路	水路	水面	線路敷	公園・広場	備考
延焼ライン	1／2	1／2	緩和有 (防火上有効)	緩和有 (防火上有効)	緩和有 (防火上有効)	法第2条
採光	1／2	1／2	1／2	1／2	1／2	令第20条
道路斜線	通路の 反対側	水路の 反対側	水面の 反対側	線路敷の 反対側	公園の 反対側	令第134条
隣地斜線	1／2	1／2	1／2	1／2	1／2	令第135条の3
北側斜線	1／2	1／2	1／2	1／2		令第135条の4
日影規制	1／2	1／2	1／2	1／2		令第135条の 12

※空地としての担保性のないものは緩和対象外とする。

関連告示	
参 考	昭和46年1月29日住指発第93号、昭和46年11月19日住街発第1164号